

令和元年度 入札・契約状況及び
令和2年度 入札・契約の対応方針
(工事)

令和2年4月1日

中国地方整備局

港湾空港部

令和元年度 入札・契約状況

1. 総合評価落札方式別契約件数	p 2
2. 応札率及び落札率の現状	p 3
3. 低入札の発生状況	p 4
4. 総合評価落札方式の実施状況	p 5

令和2年度 入札・契約の対応方針

★見直し又は新たな取組み

◆競争参加資格要件の改善に向けた取組み

5. 技術者の施工経験における役職要件の緩和【中国独自】	p 6
------------------------------	-----

◆総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み

①企業に対する評価の改善

6. 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価★	p 7
7. i-Construction大賞受賞企業等の評価【中国独自】★	p 9
8. 災害活動実績の評価【中国独自】	p10

②技術者に対する評価の改善

9. 専門的な技術者資格の評価【中国独自】	p11
10. 技術者の施工実績に対する評価【中国独自】★	p13

③技術提案の改善

11. 生産性向上に向けた評価テーマの設定【中国独自】	p14
-----------------------------	-----

◆入札・契約手続きの改善に向けた取組み

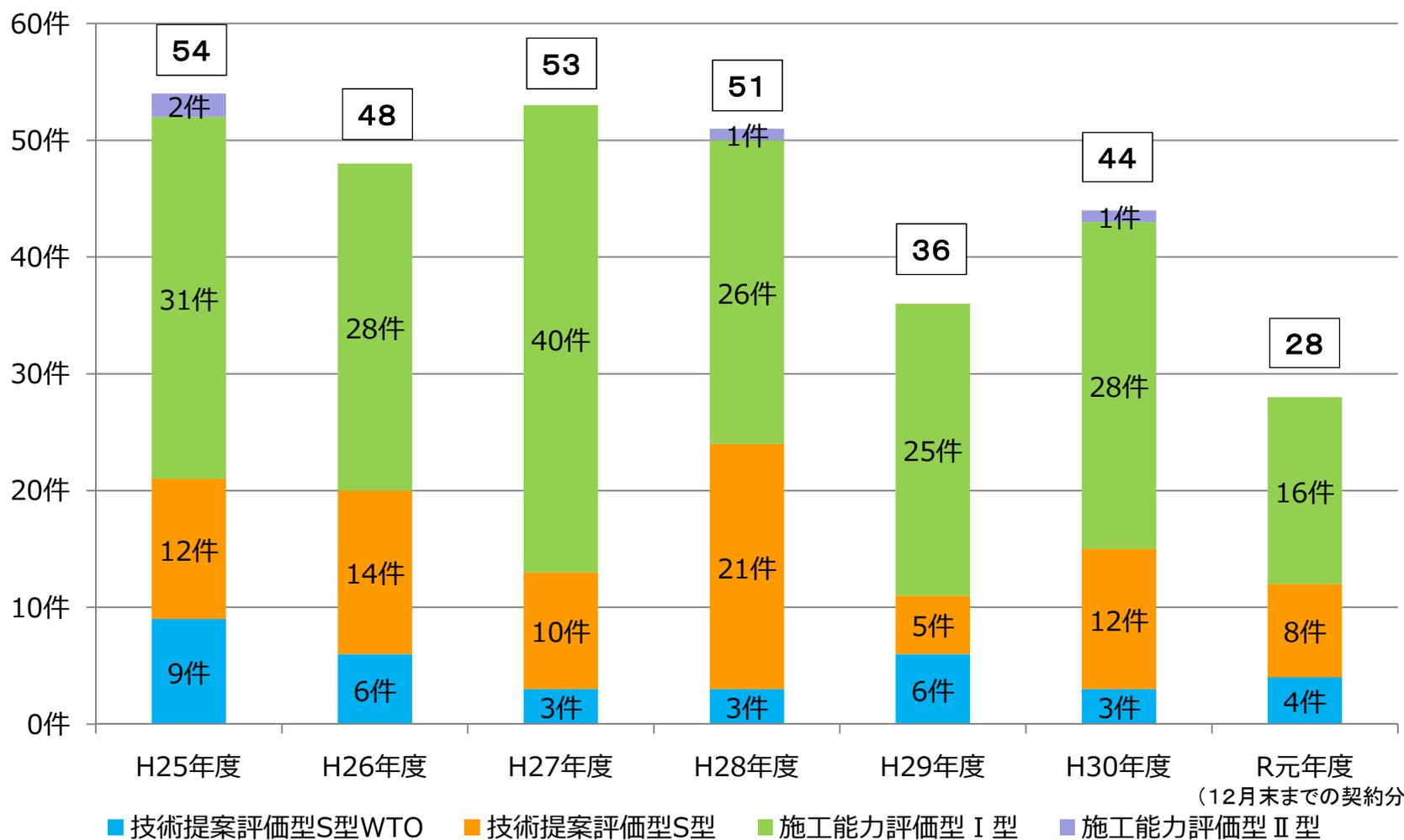
12. 自主採点書類の提出	p16
13. 閲覧資料のデジタルデータによる提供【中国独自】	p17
14. 技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】★	p18
15. 書類簡素化の取り組み【中国独自】	p19

(参考) 令和2年度 総合評価落札方式適用区分	p20
-------------------------	-----

1. 総合評価落札方式別契約件数

- ◇近年、港湾空港関係工事の発注件数は50件前後で推移しており、概ね横ばい。
- ◇29年度は、水島港、浜田港等で大規模事業が完了したことにより、一時的に減少。
- ◇令和元年度は、徳山下松港等で大規模事業が本格化しており、年度末までには例年並みの件数となる見込み。

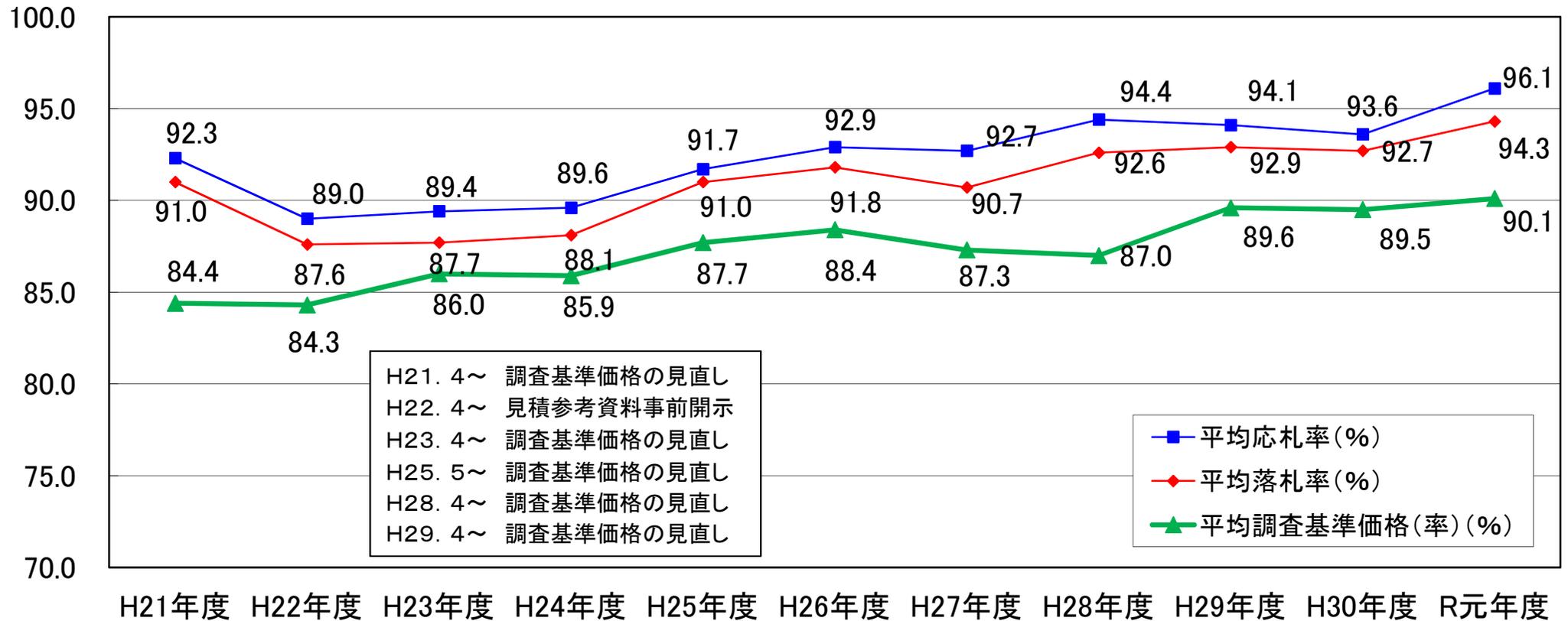
総合評価落札方式別契約件数



※港湾5工種以外の建築工事などを含む。

2. 応札率及び落札率の現状

- ◇令和元年度の平均応札率は96.1%で、前年度より+2.5ポイントと顕著な上昇がみられる。
- ◇令和元年度の平均落札率は94.3%で、前年度より+1.6ポイントと顕著な上昇がみられる。
- ◇平均応札率、平均落札率の上昇は、災害復旧工事等、全国的な工事需要の増加により人材・資材等の不足感が高まり、実勢価格が上昇していることが影響しているものとみられる。
- ◇調査基準価格は段階的に引き上げられ、令和元年度は90.1%まで上昇。



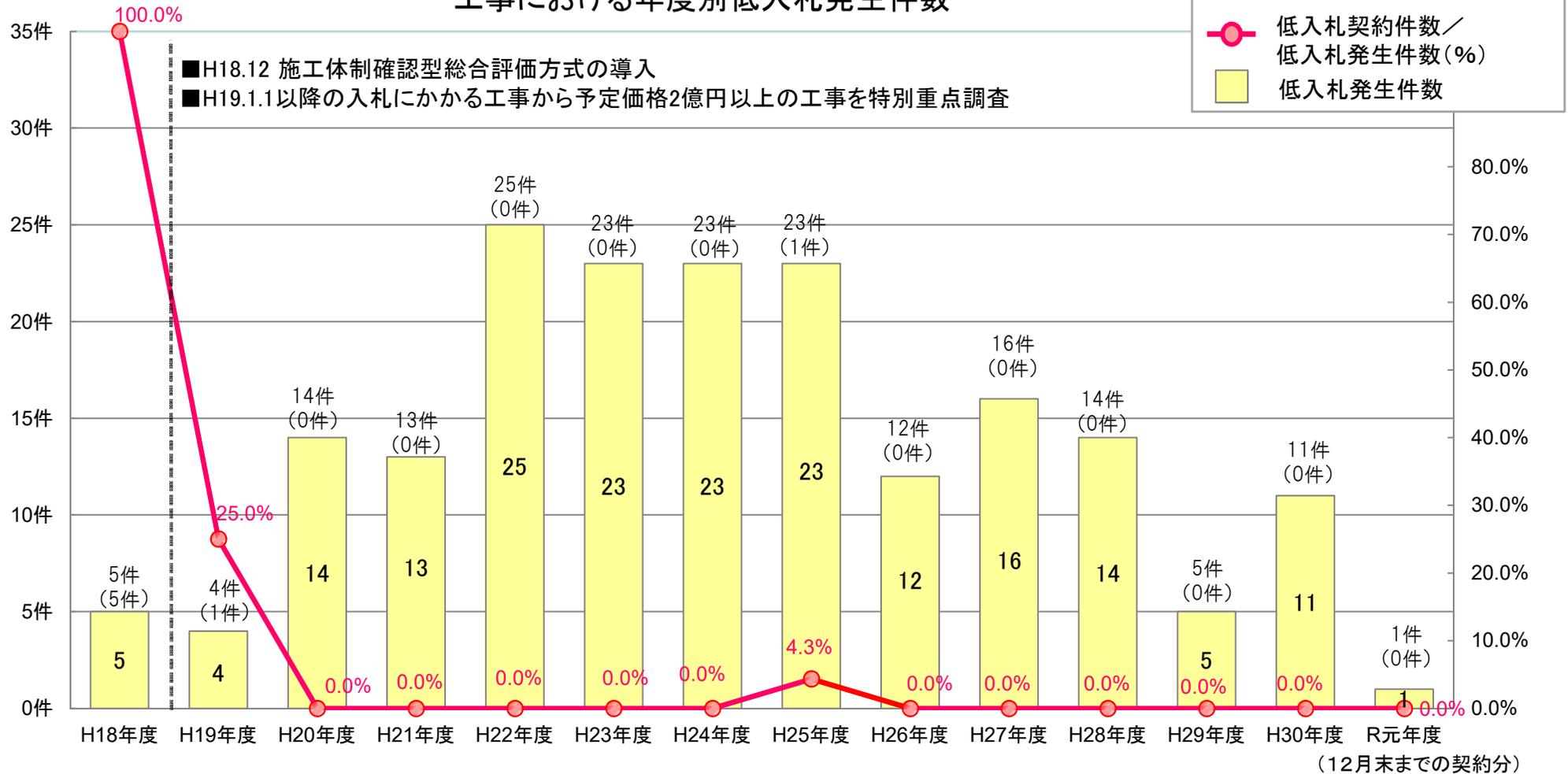
(12月末までの契約分)

- ※平均応札率(%)算出方法: 各応札者の入札価格÷予定価格×100 の平均値
- ※平均落札率(%)算出方法: 落札者の入札価格÷予定価格×100 の平均値
- ※平均調査基準価格(率)(%)算出方法: 調査基準価格÷予定価格×100 の平均値
- ※H30年度は随意契約1件(災害)を除く。

3. 低入札の発生状況

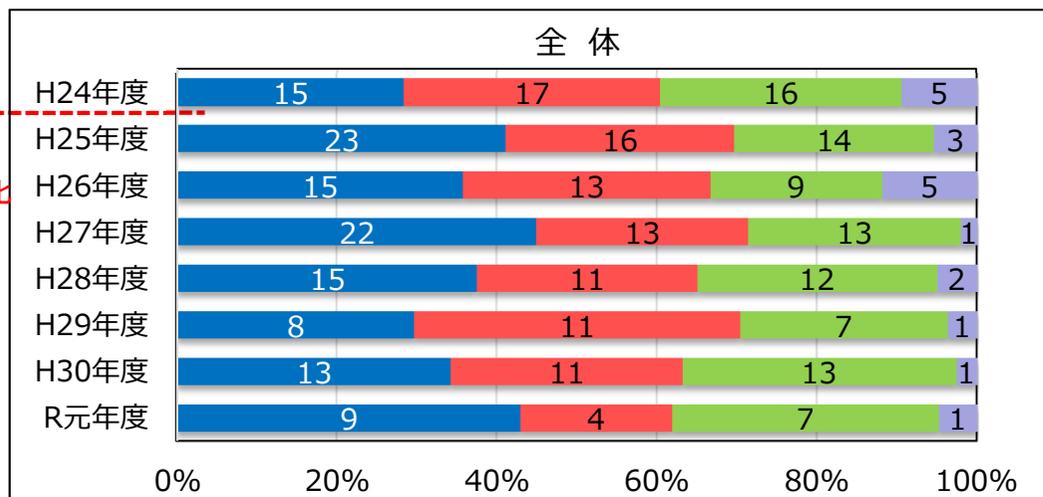
- ◇令和元年度の低入札は1件(28件中)で、前年度に比べ大幅に減少。
- ◇低入札の減少は、全国的な工事需要の増加により人材・資材等の不足感が高まり、実勢価格が上昇していることが影響しているものとみられる。
- ◇施工体制確認型及び特別重点調査の導入以降、低価格入札を行った者と契約した工事は、H25年度の1件※のみ。

工事における年度別低入札発生件数



4. 総合評価落札方式の実施状況

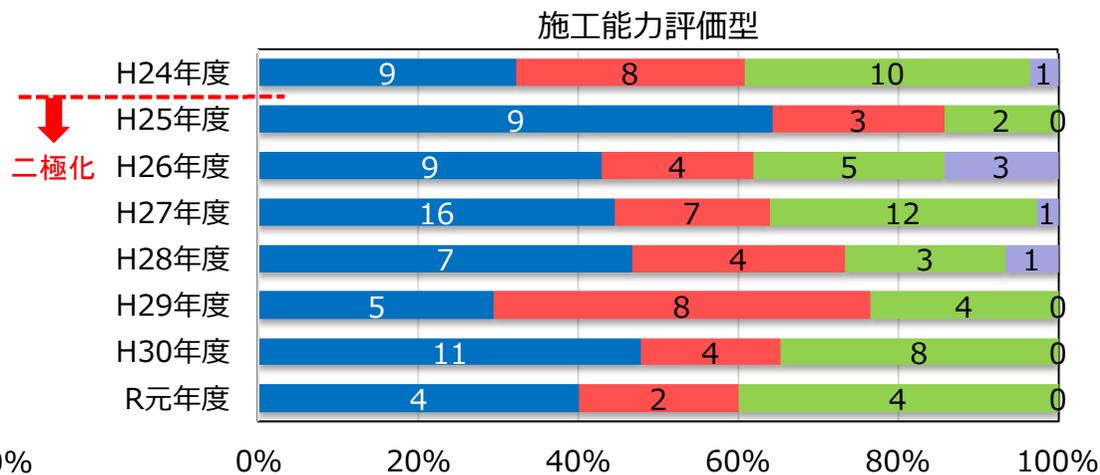
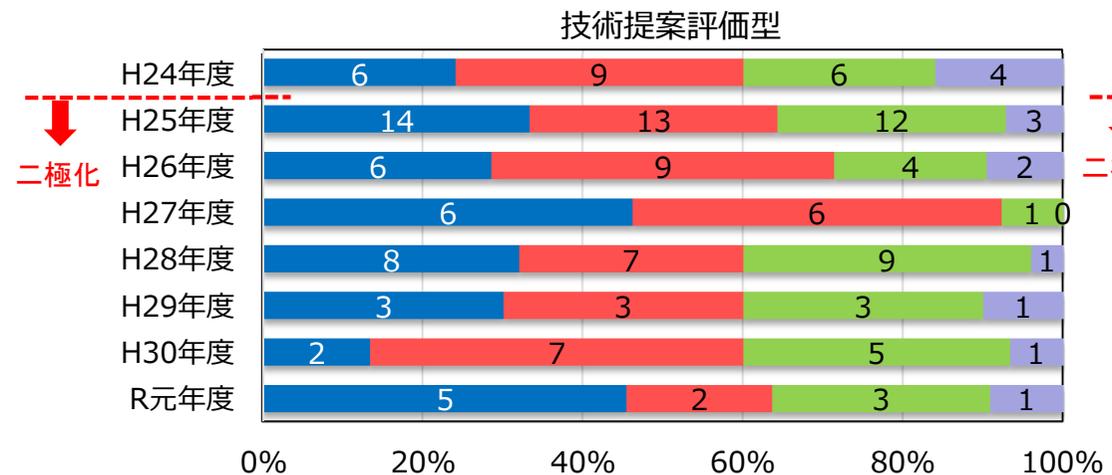
- ◇技術評価点が1位の者が落札するケース(分類①+分類②)が全体の60~70%程度を占めており、総合評価落札方式の適用によって、品質の確保・向上が期待できる落札者の決定が一定程度実現していることがうかがえる。
- ◇令和元年度は、技術評価点、価格評価点ともに1位の者が落札するケース(分類①)が増加しているが、年度途中(12月末時点)における一時的な偏りとみられ、引き続き動向を確認していく。



[対象] 2者以上による競争がなされた工事、R元年度は12月末までの契約分

- [凡例]
- 分類①：技術評価点、価格評価点ともに1位
 - 分類②：技術評価点が1位で、価格評価点が2位以下
 - 分類③：価格評価点が1位で、技術評価点が2位以下
 - 分類④：技術評価点、価格評価点ともに2位以下

(参考) 「二極化」とは、総合評価落札方式の区分を、「技術提案評価型」と「施工能力評価型」の2つに抜本的に見直したことをいう。



5. 技術者の施工経験における役職要件の緩和【中国独自】

◇経緯

- ・WTO対象工事は工事規模が大きく、品質確保にあたっては特に高度な技術力が必要であることから、平成29年度より、配置予定技術者に求める施工経験について「監理(主任)技術者又は現場代理人として従事した経験」を要件としてきた。
- ・しかしながら、災害復旧工事の増加等により、全国的に技術者が不足しており、参加表明者数が減少する傾向がみられたことから、令和元年度より、品質低下の恐れがないと判断される工事については経験時の役職を問わない(監理(主任)技術者、現場代理人、担当技術者のいずれでも可)こととした。

■試行内容

品質低下の恐れがないと判断される工事については経験時の役職を問わないこととし、まずは標準的な技術的難易度の単一工種工事(浚渫工事、地盤改良工事等)において試行。

WTO対象工事における平均参加表明者数

年度	WTO対象工事 発注件数	1工事当り 平均参加表明者数
28年度	3工事	しゅんせつ工事 平均 5.3者
29年度	6工事	しゅんせつ工事 平均 5.0者 港湾土木工事 平均 4.0者 空港土木工事 平均 11.0者
30年度	3工事	しゅんせつ工事 平均 7.0者 港湾土木工事 平均 3.5者
元年度 (12月末まで)	4工事	しゅんせつ工事 平均 6.0者 港湾土木工事 平均 4.0者

■試行状況

- ・試行件数: **実績なし**(該当する工事発注が12月末までになかったため。1月以降、数件の発注を見込んでいる。)



■確認の結果

- ・引き続き試行し、効果を確認していく。



継続

6. 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価

◇経緯

- ・港湾工事や災害時に必要不可欠な作業船は隻数の減少に歯止めがかからない状況。
- ・NOx排出量規制適用前に建造された船舶が95%を占める等、老朽化も進んでおり、港湾整備事業に伴う環境負荷の低減を図るためには、環境性能の高い作業船への代替を更に促進する必要がある。
- ・平成26年度より、作業船を使用する工事において、作業船の保有状況、環境基準達成への取り組み状況を加点評価している。令和元年度には、保有形態及び環境性能達成状況の評価における加点基準を引き上げたところ(環境性能の高い新造船の自社保有をより優位に評価し、リース船への加点は取り止め)。

◇評価方法

- ・作業船の保有状況:最大2点、作業船の保有形態及び環境性能達成状況:最大2点

■試行状況

加点項目	点数	年度	適用件数	参加表明者数	加点企業数	加点率	落札者	
作業船の保有状況	2点	28年度	19件	79者	8者	10.1%		3者
		29年度	16件	54者	17者	31.5%		8者
		30年度	23件	109者	14者	12.8%		8者
		元年度	17件	54者	17者	31.5%		8者
保有する作業船の環境性能の達成状況	2点	28年度	19件	79者	24者	30.4%		4者
		29年度	16件	54者	25者	46.3%		5者
		30年度	23件	109者	33者	30.3%		7者
		元年度	17件	54者	2者	3.7%		1者

(注)元年度は12月末までの契約分

■確認の結果

- ・保有状況の加点率は復調。一方、環境性能達成状況の加点率はさらに低下。
- ・加点評価の基準を緩和し、インセンティブを高める必要がある。

➡ **見直し**

・ 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価

■ 見直し内容

- ・ 保有形態の評価、環境性能の評価とも、持分比率又は出資比率による無段階配点から、登記簿及び海上保険証券に記載された比率にもとづく3段階評価(①50%以上、②20%以上、③20%未満)に見直す。
- ・ これにより、共同保有に対する評価を引き上げ、作業船の保有及び代替建造の促進を図る。

現行【最大4(2)点】※2

評価項目	評価基準	配点
作業船の保有	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を自社保有している	2(1)
	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有している	2(1) × 持分比率
	その他	0
平成22年7月以降※1に自ら新造した、環境性能を満足する作業船の保有状況等 注) 新造船は新造後15年、中古船は建造後15年、原動機を取り替えた船舶は原動機製造後15年を加点期間とする。	「作業船の保有」にて提示した作業船が平成22年7月以降に自ら新造した自社保有船であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準を満足している	2(1)
	「作業船の保有」にて提示した作業船が平成22年7月以降に自ら新造した共同保有船であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準を満足している	2(1) × 出資比率
	「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準(2次規制)を満足している	1(0.5) × 出資比率
	「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶であり、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準(1次規制)を満足している	0.5(0.3) × 出資比率
	上記以外	0



見直し【最大4(2)点】※2

評価項目	評価基準		配点
作業船の保有	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を保有しており、 登記簿及び海上保険証券ともに保有及び支払比率が左記に該当 注) 登記簿と海上保険証券とで記載された比率が異なる場合、海上保険証券の比率にもとづき判定する	50%以上	2(1)
		20%以上	1(0.5)
		20%未満	0.5(0.3)
	その他		0
平成22年7月以降※1に自ら新造した、環境性能を満足する作業船の保有状況等 注) 新造船は新造後15年、中古船は建造後15年、原動機を取り替えた船舶は原動機製造後15年を加点期間とする。	「作業船の保有」にて提示した作業船が平成22年7月以降に自ら新造した 自社又は共同保有船 であり(出資比率が左記に該当)、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準を満足している	50%以上	2(1)
		20%以上	1(0.5)
		20%未満	0.5(0.3)
	「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶であり(出資比率が左記に該当)、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準(2次規制)を満足している	50%以上	1(0.5)
		20%以上	0.5(0.3)
		20%未満	0.3(0.2)
	「作業船の保有」にて提示した保有する作業船が自ら新造していない中古船又は設置された全ての原動機を取り替えた船舶であり(出資比率が左記に該当)、設置された全ての原動機が窒素酸化物放出基準(1次規制)を満足している	50%以上	0.5(0.3)
20%以上		0.3(0.2)	
20%未満		0.2(0.1)	
上記以外		0	

※1：これより「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正により、船舶に設置される原動機にかかる環境規制が導入。
 ※2：施工能力等の満点が40点の場合は最大4点、施工能力等の満点が20点の場合は最大2点。

見直し

7. i-Construction大賞受賞企業等の評価【中国独自】

◇背景

- 国土交通省では、i-Constructionにかかると組を推進するため、平成29年度に「i-Construction大賞」を創設し、建設現場の生産性向上にかかると組に對する表彰を開始し、これまでに、62の企業又は団体が同賞を受賞。
- さらに、中国地方整備局では令和元年度、i-Constructionにかかると組が顕著な企業に對する「中国i-Construction表彰」を新設。

■見直し内容

- 企業に對する表彰受賞実績(過去5年間)の評価について、現行の「優良工事表彰または安全管理優良請負者表彰の受賞実績」に加え、「i-Construction大賞」(大臣表彰)及び「中国i-Construction表彰」(局長表彰)の受賞実績を追加する。

		評価項目	評価基準	配点
現行	企業の能力等	中国地方整備局管内(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰または安全管理優良請負者表彰 [過去5年間]	局長表彰の実績有り	1.0
			事務所長表彰の実績有り	0.5
			表彰無し	0



		評価項目	評価基準	配点
見直し	企業の能力等	当該工種のi-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞) ^注 あるいは中国地方整備局管内(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰または安全管理優良請負者表彰または中国i-Construction表彰(局長表彰) ^注 [過去5年間]	i-Construction大賞あるいは局長表彰の実績有り	1.0
			事務所長表彰の実績有り	0.5
			表彰無し	0

注) 受賞対象となった工事が当該工種と同一である場合に限り加点評価の対象とする。なお、受賞部門は問わない。又、共同企業体としての受賞実績は当該共同企業体を構成する全ての企業が受賞したものと取り扱う。

8. 災害活動実績の評価【中国独自】

◇経緯

- ・平成30年7月豪雨において、管内では各地で大規模な被害が生じ、地元建設業者による災害活動（緊急物資輸送、災害発生土砂の運搬や漂流物の回収等）は、被災地の応急復旧に大きな役割を果たした。
- ・これを踏まえ、令和元年度より地域貢献度の評価対象として、災害活動実績に基づく中国地方整備局長からの「災害対策関係功労者表彰（港湾空港関係）の実績の有無」〔過去3年間〕を追加。

◇評価方法

- ・中国地方整備局（港湾空港関係）と締結した災害協定に基づく活動実績又は中国地方整備局（港湾空港関係）からの要請に基づく活動実績により、表彰された実績を加点評価（配点は1～2点）。

■対象工事

地元企業活用促進型の工事又は地域貢献度を設定する工事（工事規模、工事難易度及び工事内容に応じて選定）

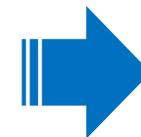
■試行状況

- ・試行件数：14件（本官発注：4件、分任官発注：10件）（注）12月末までの契約分
- ・参加表明者数：全40者（本官発注：22者、分任官発注：18者）
- ・平均加点率：40.0%（本官発注：73%、分任官発注：0%）



■確認の結果

- ・主にA等級業者を対象とした本官発注工事では7割超の加点率。
- ・一方、主にB等級業者を対象とした分任官発注工事では加点実績がなかった。
- ・引き続き試行して実績を増やし、効果や課題を確認していく。



継続

9. 専門的な技術者資格の評価【中国独自】

◇経緯

- ・企業の技術力が十分に発揮できる競争環境を確保するため、品質向上に資する専門的な技術者資格を評価。平成26年度より工事工種ごとに関連のある資格を設定、平成30年度より技術提案評価型S型を含む全ての工事に対象を拡大した。
- ・令和元年度より、工事内容に応じて、より品質向上に資すると考えられる「専門的な技術者資格」を適切に加点評価していくため、加点評価の対象とする技術者資格を見直し。

◇評価方法

- ・評価対象とする資格は、海上工事施工管理技術者、海洋・港湾構造物維持管理士等、全12資格。
- ・資格要件として申請した資格以外の資格の取得状況について加点評価(1~3点)。

■試行状況

年度	試行 件数	参加表明者数	活用企業数 (割合)	うち落札者数 (割合)
28年度	27件	74者	17者(23.0%)	8者(47.1%)
29年度	25件	70者	32者(45.7%)	15者(46.9%)
30年度	38件	161者	92者(57.1%)	23者(14.3%)
元年度	24件	71者	28者(39.4%)	7者(9.9%)

(注)元年度は12月末までの契約分

■確認の結果

- ・評価する技術者資格の見直しに伴い、活用率は約6割から約4割に低下。
- ・加点工事の成績評定点は、全工事平均よりやや高い傾向がみられる。
- ・引き続き試行して実績を増やし、品質向上効果を検証していく。



・ 専門的な技術者資格の評価【中国独自】

■ 評価する技術者資格(令和元年度～)

発注工事の工事内容	評価する技術者資格
浚渫工、構造物撤去工(海上撤去工)を主要工種とする工事等	海上工事施工管理技術者 (Ⅰ類:浚渫)
コンクリート構造物に関する本体工、上部工、基礎工、消波工、海上地盤改良工、橋梁下部工等を主要工種とする工事等	海上工事施工管理技術者 (Ⅱ類:コンクリート構造物)
鋼構造物に関する本体工、基礎工、海上地盤改良工、橋梁下部工等を主要工種とする工事等	海上工事施工管理技術者 (Ⅲ類:鋼構造物)
空港に関する土木工事等	空港工事施工管理技術者
空港施設の維持管理に関する工事等	空港土木施設点検評価技士
港湾・海岸施設の改良に関する工事等	海洋・港湾構造物維持管理士
港湾・海岸施設の改良に関する工事であって、施工の進捗に応じて設計照査が必要となる工事等	海洋・港湾構造物設計士
舗装工を主要工種とする工事等	舗装施工管理技術者
建築工事等	1級建築士、1級建築施工管理技士
浚渫工、土捨工等で、特に深淺測量、危険物探査、環境調査及び海象調査に関する技術的判断が品質向上において重要な工事等	港湾海洋調査士
基礎工、地盤改良工等で、特に地質に関する技術的判断が品質向上において重要な工事等	地質調査技士

見直し

10. 技術者の施工実績に対する評価【中国独自】

◇背景

- ・同種工事の施工規模の評価については、経験や能力を適切に評価する観点から、従事役職を「監理技術者又は現場代理人として従事した実績」に限定して加点評価している。
- ・近年、技術者の高齢化が進展し、経験の豊富な技術者が減少していることを踏まえ、経験の少ない技術者の登用促進を図るため、同種工事の評価において「監理(主任)技術者又は現場代理人としての従事実績をもたない技術者」に対する評価を拡大することが必要。

■見直し内容

- ・「同種工事の施工規模」の評価において、従来求めていた従事役職を求めないものとする。これにより「監理(主任)技術者又は現場代理人としての従事実績をもたない技術者」を登用しやすい環境を確保する。

		評価項目	評価基準	配点	
現 行	技 術 者 の 能 力 等	施 工 実 績	同種工事の施工経験	国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工実績	①1.0
			地方公共団体(港湾管理者含む)の施工実績	②0.5	
			民間での施工実績	③ 0	
	技 術 者 の 能 力 等	施 工 実 績	同種工事の施工経験における従事役職	監理(主任)技術者又は現場代理人として従事	①1.0
				担当技術者として従事	② 0
			監理(主任)技術者又は現場代理人として従事した施工経験の施工規模	当該工事の設計数量以上	①1.0
		当該工事の設計数量未満	② 0		



		評価項目	評価基準	配点	
見 直 し	技 術 者 の 能 力 等	施 工 実 績	同種工事の施工経験	国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工実績	①1.0
			地方公共団体(港湾管理者含む)の施工実績	②0.5	
			民間での施工実績	③ 0	
	技 術 者 の 能 力 等	同種工事の施工経験における従事役職	監理(主任)技術者又は現場代理人として従事	①1.0	
			担当技術者として従事	② 0	
		監理(主任)技術者又は現場代理人として従事した施工経験同種工事の施工規模	当該工事の設計数量以上	①1.0	
		当該工事の設計数量未満	② 0		

1.1. 生産性向上に向けた評価テーマの設定【中国独自】

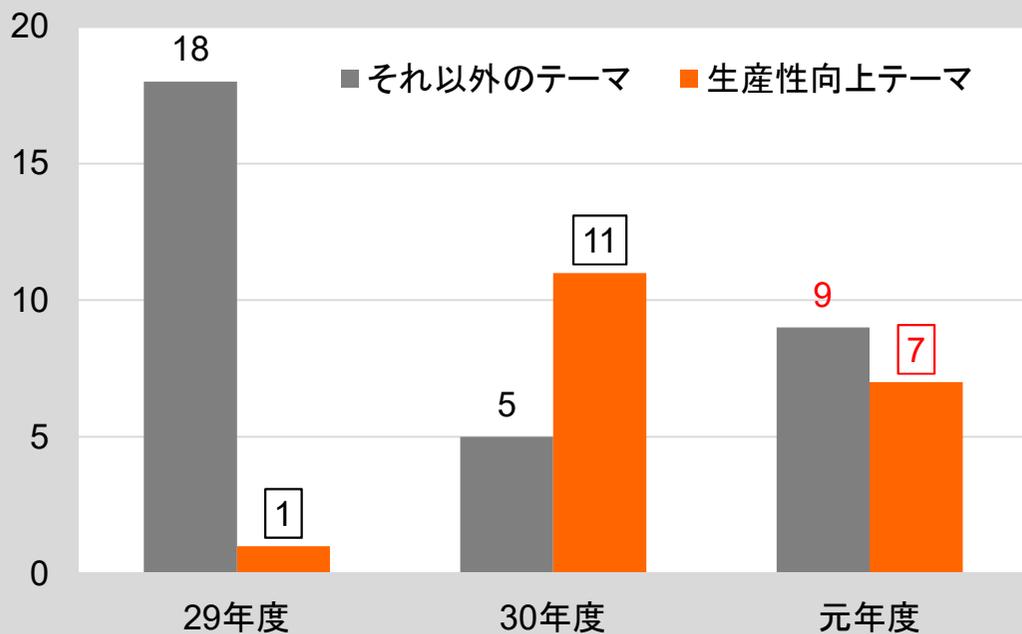
◇経緯

- ・建設業は今後、高齢等のため技能労働者の離職が予想され、労働力不足が懸念される。
- ・人口減少や高齢化が進む中、社会資本の整備の担い手である建設業の生産性向上が必要不可欠。

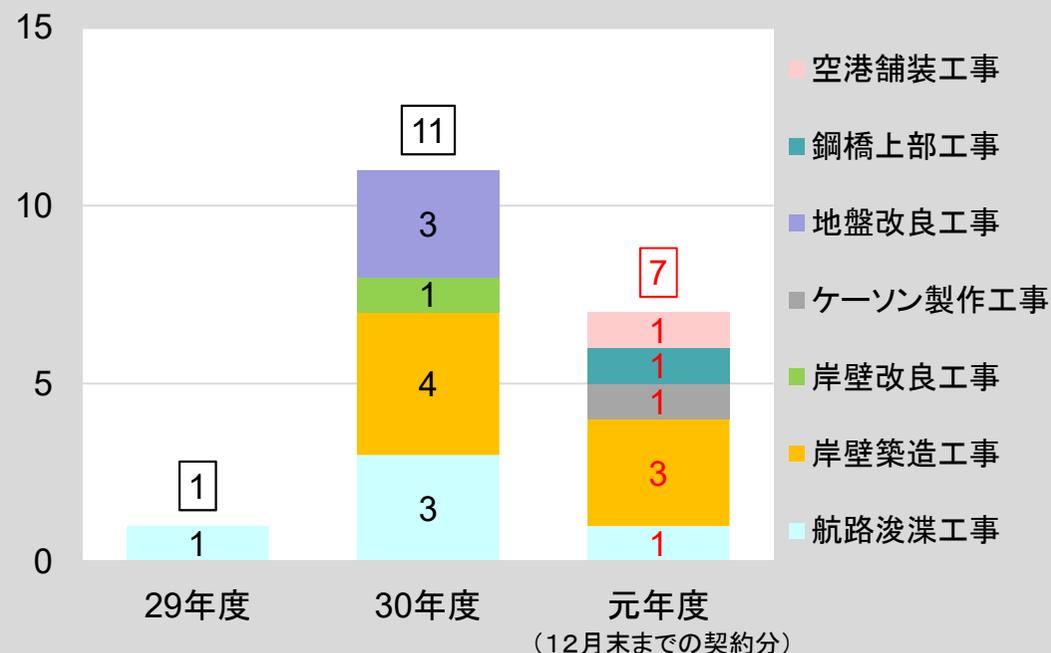
■試行内容

- ・29年度4／四半期より、技術提案評価型S型による工事発注時に「生産性の向上」を目的とした技術提案を求める評価テーマの設定について試行を開始。まずは「航路浚渫工事」について試行。
- ・30年度は、「航路浚渫工事」に加え、「岸壁築造工事」「岸壁改良工事」「地盤改良工事」にも対象を拡大。
- ・元年度は、さらに「ケーソン製作工事」や「鋼橋上部工事」「空港舗装工事」にも対象を拡大している。

技術提案評価型S型 テーマ設定数



生産性向上テーマの工種別設定数



継続

生産性向上に向けた評価テーマの設定【中国独自】

■ 試行状況

- ・工事ごとの課題をよりの確に提示し、効果的な技術提案を募るため、評価テーマについては着目点や対象工種、生産性向上の視点(省人化又は効率化)等にかかる記載を随時見直ししながら試行している。
- ・加点評価される技術提案は、試行を積み重ねるごとに増加しており、加点評価された技術提案の生産性向上効果としては平均6~8%程度まで上昇している。
- ・また、落札後、現場で実施された技術提案により平均7~11%程度の生産性向上効果が得られると見込まれており、取り組みの効果が発現しつつある。
- ・令和元年度は、取り組みによる効果が前年度よりやや減少しているが、これは前例のない工種に試行対象を拡大したことに伴い、技術提案がまだ試行錯誤的な段階に留まっているためと考えられる。
- ・引き続き試行を積み重ねつつ、現場で実際に得られた生産性向上効果について検証を行い、より高い効果が得られるよう評価テーマの設定方法や工事仕様の見直し等を検討していく。

◆ 生産性向上に向けた評価テーマの設定経緯

29年度

ICTに着目したテーマ設定

30年度~

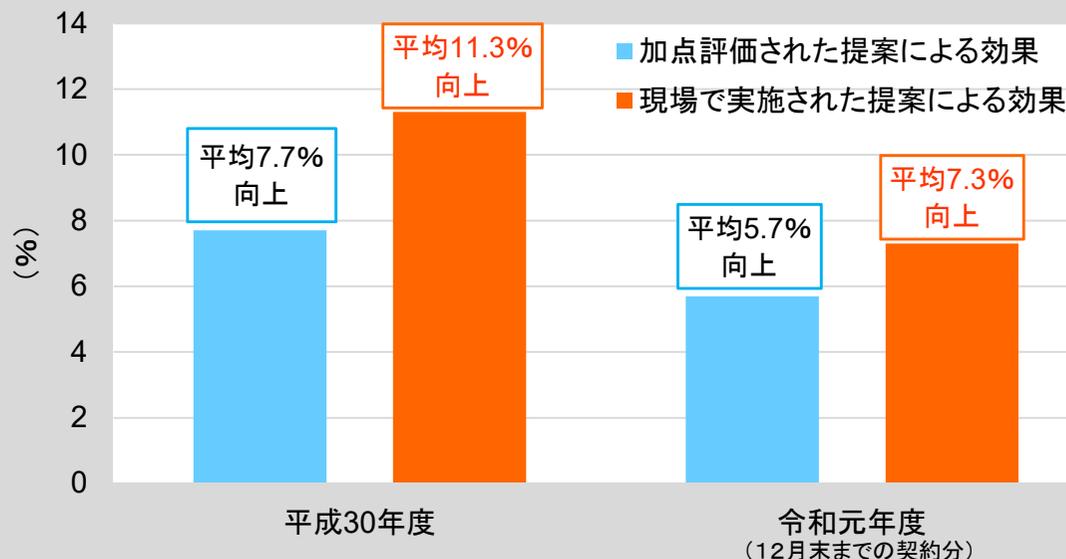
着目点を特に限定しないテーマ設定

着目点を限定しないが、対象工種を明示したテーマ設定

対象工種を明示した上で、生産性向上効果の程度の定量的な記載を求めるテーマ設定

対象工種と生産性向上の視点(省人化又は効率化)を明示した上で、効果の程度の定量的な記載を求めるテーマ設定

◆ 取り組みによる生産性向上効果



12. 自主採点書類の提出【中国独自】

◇経緯

- ・総合評価落札方式における「企業及び技術者の能力等」及び「地域貢献度・精通度等」の評価並びに評価値の算定は公正・公平に行われなければならない。
- ・従前、評価値の算定は発注者側のみで行っていたが、可能な限り、競争参加申請者側でもこれを算定し、両者を突き合わせることによってその確かさをチェックすることが望ましい。
- ・このため、令和元年下半期より、WTO対象工事を除く全ての工事について、**競争参加確認申請時に申請者自身による「自主採点書類」の提出を求める**こととした。なお、**提出は任意**としている。

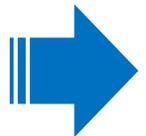
■試行状況

- ・本官発注工事、分任官発注工事とも、申請者の**7～8割から「自主採点書類」が提出**されている状況。
- ・提出率は次第に高まっている。



■確認の結果

- ・評価値の算定に関する公正性・公平性、双務性、透明性が向上。
- ・引き続き試行し、効果や課題を確認していく。



継続

自主採点表

工事名称： _____
会社名： _____

(注) 下表には、当該工事における評価対象項目以外の項目も含まれているため、自主採点にあたっては、当該工事の『技術提案説明書』又は『簡易な施工計画等説明書』又は『施工能力等説明書』に記載された評価項目を確認のうえ、該当する項目のみに記入すること。また、評価点数は、『技術提案説明書』等に記載された配点を確認のうえ、記入すること。

評価項目	評価基準	自主採点欄	
		番号	評価点
同種工事の施工実績	① 国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工実績 ② 地方公共団体(港湾管理者を含む)の施工実績 ③ 民間での施工実績		
同種工事の施工実績の施工規模	① 当該工事の設計数量以上 ② 当該工事の設計数量未満		
管内(港湾空港関係)の当該工種の工事成績評定点の平均点	① 80点以上 ② 77.5点以上80点未満 ③ 75点以上77.5点未満 ④ 72.5点以上75点未満 ⑤ 70点以上72.5点未満 ⑥ 70点未満		
管内(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰又は安全管理優良積負者表彰	① 局長表彰の実績有り ② 事務所長表彰の実績有り ③ 表彰なし		
新技術の採用 ※加算評価されることを前提として記入	① NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用有り ② NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用無し		
工事成績優秀企業認定制度(ゴールドカード制度)の表彰	① 表彰の実績有り ② 表彰なし		
作業船の保有	① いずれかの作業船を自社保有している ② いずれかの作業船を共有している ③ その他		
平成22年7月以降に自ら新造した環境性能を満足する作業船の保有状況等	① 自ら新造した自社保有船で窒素酸化物放出基準を満足 ② 自ら新造した共有船で窒素酸化物放出基準を満足 ③ 自ら新造していない中古船又は原動機取替船舶で窒素酸化物放出基準(2次規制)を満足 ④ 自ら新造していない中古船又は原動機取替船舶で窒素酸化物放出基準(1次規制)を満足 ⑤ 上記以外		
指定する種類の登録基幹技能者又は建設マスターの配置	① 登録基幹技能者又は建設マスターを2名配置 ② 登録基幹技能者又は建設マスターを1名配置 ③ 配置なし		
若手技術者等の雇用	① 若手技術者(満年齢29歳以下)の雇用有り ② 若手(満年齢29歳以下)の雇用有り ③ 雇用なし		
技術開発実績の有無	① NETISへの登録、港湾関連民間技術又は建設技術審査証明の評価を受けた自社開発の実績あり ② 実績なし		
ICTの活用計画	① 全ての段階で全面的に活用する場合 ② 全ての技術で全面的に活用する計画でない又は活用しない		
			[小計]
同種工事の施工経験	① 国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工経験 ② 地方公共団体(港湾管理者を含む)の施工経験 ③ 民間での施工経験		
同種工事の施工経験における従事役職	① 主任(監理)技術者・現場代理人としての施工経験 ② 担当技術者としての施工経験		
同種工事に主任(監理)技術者あるいは現場代理人として従事した施工経験の施工規模	① 当該工事の設計数量以上 ② 当該工事の設計数量未満又は従事役職が担当技術者		
全地整(港湾空港関係)の当該工種の工事成績評定点の平均点	① 80点以上 ② 77.5点以上80点未満 ③ 75点以上77.5点未満 ④ 72.5点以上75点未満 ⑤ 70点以上72.5点未満		

1.3. 閲覧資料のデジタルデータによる提供【中国独自】

◇経緯

- ・工事における総合評価落札方式の実施にあたっては従前より、入札参加又は技術提案書の作成に資すると考えられる既往資料(工事施工に伴う船舶航行安全対策検討報告書等)について、公告日～競争参加資格確認申請書の提出期限の間、閲覧に供してきたところ。
- ・しかしながら、発注担当部局窓口における印刷物の閲覧は、競争参加申請者にとって時間、作業量ともに大きな負担となっていた。
- ・このため、令和元年度より、申請者の閲覧にかかる利便性の向上を目的として、印刷物による閲覧に加え、デジタルデータによる閲覧資料の提供を開始。
- ・資料閲覧を伴う全ての工事を対象として、希望する申請者に対しては、CD-Rに記録した閲覧資料を提供することとした(媒体は申請者負担とし、持参又は郵送により受付)。
- ・なお、デジタルデータの提供にあたっては、情報管理の徹底を図るため、目的外使用及び複製・譲渡を行わないこと、また手続き完了後は速やかに資料を処分すること等を記した「誓約書」の提出を求める(具体的な申請方法等は入札説明書に記載)。

■試行状況

- ・令和元年度は、4工事について延べ8者からデジタルデータによる閲覧の申請があった。

■確認の結果

- ・資料閲覧の負担が削減され、申請者の利便性が向上。
- ・引き続き試行し、効果や課題を確認していく。

①資料閲覧を希望する旨を電子メールで発注担当部局へ連絡
(希望する閲覧方法、社名、担当者名、連絡先を申し出)

②誓約書とともに新品のCD-Rを発注担当部局窓口に持参又は郵送

③閲覧資料をデジタルデータでCD-Rに記録してその場で提供
(又は郵送)



継続

見直し

1 4. 技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】

◇経緯

- ・技術提案評価型では、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえ、WTO対象工事で2つ、それ以外の工事では1つの「テーマ」を指定し、1テーマにつき、3つの施工上の工夫等の技術提案を求めてきた。
- ・しかしながら、全国的な工事量の増加や働き方改革の進展等に伴い、**技術提案書の作成にかかる負担が大きくなっている**状況。

■見直し内容

- ・技術提案書の作成にかかる負担を軽減するため、試行的に、**施工上の技術的課題が少ない工事について、1テーマにつき求める技術提案数を「3」から「2」に削減する。**
- ・対象工事は**施工条件や環境条件等の工事特性を踏まえて選定し、試行による効果や課題等を検証していく。**

項目	分類	求める提案数
現行 技術提案	WTO対象工事 (技術提案評価型S型)	2テーマ×3提案
	WTO対象以外の工事 (技術提案評価型S型)	1テーマ×3提案



項目	分類	求める提案数
見直し 技術提案	WTO対象工事 (技術提案評価型S型)	2テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事(試行)	1テーマ×3提案 1テーマ× 2提案
	WTO対象以外の工事 (技術提案評価型S型)	1テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事(試行)	1テーマ× 2提案

15. 書類簡素化の取り組み

継続

項目	内容	適用対象	備考
工事实績を証明する書類の簡素化	工事实績情報システム(CORINS)登録データの写しの提出を不要とする	平成30年度～ 全工事	工事实績情報システム(CORINS)登録データによって確認できない項目については、的確に判断できる最小限の証明書類の添付が必要
監理(主任)技術者の申請方法の変更	配置予定技術者の申請を複数名申請から1名申請とし、併せて <u>契約後の変更を認める</u>	平成30年度～ 全工事	変更申請受付期間は契約日から工事着手日の1週間前まで(変更前の技術者と同等以上の能力等を有することが必要)
参加要件にかかる書類(工程計画表)の簡素化 【中国独自】	総合評価落札方式において、標準点(100点)を付与する判断根拠としてきた「 <u>工程計画表</u> 」の提出を不要とする	令和元年度～ 技術提案評価型S型 を適用する工事	標準点は設定された競争参加資格要件を満たす者に一律に付与する
技術提案にかかる書類(施工実績)の簡素化 【中国独自】	提案した技術の <u>施工実績を示す書面の提出を不要とする</u>	令和元年度～ 技術提案評価型S型 を適用する工事	提案の実現性(提案の施工実績)については、必要に応じ、技術提案書様式に記載することとする
作業船の保有等の評価にかかる書類(写真)の簡素化 【中国独自】	作業船の保有状況、環境基準達成への取り組み状況を評価するために求めている書類のうち、 <u>作業船の船名、原動機の型式番号が分かる写真の提出を不要とする</u>	令和元年度～ 全工事	申請時に提出した書類に記載された作業船及び原動機については、これまでどおり、現場施工時に、現地で船名及び原動機に刻印された製造番号の照合確認を行う

(参考) 令和2年度 総合評価落札方式適用区分

①～③の工種は、下記のとおり
 ①港湾土木等：港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等土木工事
 ②空港舗装：空港等舗装工事
 ③鋼構造物：港湾等鋼構造物工事

①：港湾土木等		②：空港舗装		③：鋼構造物							
工事規模(概算額 単位：億円)	WTO 6.9	WTO 6.9	WTO 6.9	技術提案評価型S型 (WTO)							技術提案評価型A型 (WTO)
	本官 A等級 2.5	本官 A等級 2.5	本官 A等級 2.5	施工能力評価型II型	施工能力評価型I型	技術提案評価型S型 又は 技術提案評価型S型 (チャレンジ型)		技術提案評価型S型 又は 技術提案評価型S型 (地域貢献等追加) 又は 技術提案評価型S型 (チャレンジ型)		技術提案評価型S型 又は 技術提案評価型A型	
											分任官 B等級 0.9
	分任官 C等級 0.0	分任官 C等級 0.0	分任官 B等級	I	II	III	IV	V	VI		
	工事技術的難易度										

※本官・分任官及び等級を適用する工事規模については、概算で設定している。